

質問通告書

平成25年 6月 6日

多可町議会議長 山口雄三様
多可町議会議員 高澤栄子



受 午前 〇時/2分
領 午後

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
<p>下水道事業における下水道使用料の改定と合併浄化槽維持管理組合について</p>	<p>町長 上下水道課長</p>
<p>●下水道使用料について</p>	
<p>同じサービスの料金が3区それぞれに異なることは、住民負担に不公平が生じるため、負担の公平性を第一として、次年度から使用料の3区での統一を基本に、使用料の改定の導入が準備されています。</p>	
<p>そのなかで、居住人口が同じであっても排出する汚水量に大きな差があるため、現在の人頭制による料金体系から実際に排出した汚水量による料金設定へ。水道水等の使用水量に比例して使用料を決定する従量制に移行しようとしています。</p>	
<p>こういったことから、各家庭における水道水等の使用状況を把握するため、町内全世帯を対象に、水道水・井戸水に関する実態調査を行なう、としていますが、この実態調査及び従量制への移行にともなう課題について尋ねる。</p>	
<p>1. 現時点での井戸水利用の実態については、その割合など、どの程度だと予測しているのか。</p>	
<p>2. 郵送によるアンケートだけで、きっちりとした実態が把握できるのか。</p>	
<p>3. 水の使用については、①水道水のみ、②水道水と井戸水の併用、③井戸水を下水に流す、の3つのパターンが考えられるが、①についてはともかく、②、③については、どういった方法で、排水量を決定するのか。</p>	
<p>4. いずれにしても、従量制への移行にあたっては、利用者へ周知する必要がある。次年度から実施、としているが、タイムスケジュールも含めてどういった周知方法を考えているのか。</p>	
<p>●加美・八千代区両合併浄化槽維持管理組合のこれからについて</p>	
<p>旧加美・八千代町における合併浄化槽については、政策として整備され、その維持管理については、維持管理組合を町単位で設置。当組合において、事業運営がなされてきています。しかし、その実務はというと、町職員が担っており、管理主体は町でもなく組合でもなくどっちつかずの状態だ、というのが実状だといえるでしょう。</p>	
<p>いまのような当組合のあり方やこれから、については、将来にわたり持続可能な上下水道サービスが提供できるよう施設のあり方や老朽管路の布設替</p>	

え、財政計画等の見直しがなされているいま、真剣に議論し考える時がきているのではないのか。

政策として推進されてきた合併浄化槽事業である以上、管理主体を町とし、下水道事業における合併浄化槽をきちんと位置づけていくことが必要だと考えるが、その大前提として考えを整理していかなければならないのがこの組合の存在であろう。組合のことを抜きにして、いまの合併浄化槽をめぐる諸課題についての議論はできないのではないのか。

両組合の現状からみえてくる課題について問う。

1. 両維持管理組合の位置づけについては、町としてどう認識しているのか。

2. 組合に対し、多可町浄化槽維持管理組合育成事業補助金交付要綱により、1世帯につき1万円の補助金を毎年交付しているが、この1万円の根拠は何か。

3. それぞれの組合が保有している基金積立金について、(位置づけ等)町の考えは？

4. とりあえずは、現在、両組合の統合に向け協議中ときいているが、統合後の組合のあり方については、町としてどのように考えているのか。

5. 住民負担の公平性の観点からも、中区の浄化槽設置世帯については、今後どうしていくのか。

以 上